



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 492

2010年12月4日(土)

カンクン会議ハイライト

2010年12月3日 金曜日

金曜日には、COP/MOP、SBI、SBSTA、AWG-LCA、および AWG-KP による多数のコンタクトグループ会合と非公式協議が開催された。

コンタクトグループ会合と非公式協議

条約 17 条(議定書)に基づく締約国の提案(COP)： Michael Zammit Cutajar 議長(マルタ)が最初のコンタクトグループ会合の開会を宣言した。Cutajar 議長はまず、COP15 の前にオーストラリア、コスタリカ、日本、米国、ツバルから条約 17 条(議定書)に基づく 5 つの提案が出され、2010 年にはグレナダから、AOSIS を代表して、6 番目の提案が出されたことを説明した。

グレナダは、法的形式を検討するプロセスを備えること、AWG-LCA に基づいて活動すること、および京都議定書の第 2 約束期間を設定することが重要であると強調した。また、AOSIS の提案は、バリ行動計画のすべての要素とその他の重要な要素をカバーし、AOSIS メンバー間の妥協案を示し、なおかつ他の多数の締約国の考えを反映したものであると述べた。

日本は、コンタクトグループの作業が締約国の活動と重複することを避けるべきであると述べ、日本が出した新たな議定書提案は、一つだけから成る法的拘束力のある文書であることを強調した。

オーストラリアは、2° C 目標を達成するには、京都議定書より広範な参加が必要であると述べた。そして、先進国と途上国を区別した上で、すべての主要経済大国が法的拘束力のある約束をする必要があると強調した。また、オーストラリアの提案にある国別スケジュールに注目を促し、各国の多様な事情と幅広い締約国の削減努力を考慮できるものであると述べた。さらに、AWG-LCA の中心的な役割を強調し、法的拘束力のある成果に向けた道筋をカンクンの COP でとりまとめる決定を行なうよう求めた。

ツバルとコスタリカは、その提案が京都議定書に取って代わる意図は持っていないと強調した。ツバルは、自国の提案が先進国と途上国による削減、適応、リスク管理とリスク低減、技術、様々な資金源からの資金調達、多様な設立組織に奉仕する人々に対する免責、などの規定を含むことを説明した。ツバルはまた、コンタクトグループが、法的拘束力のある成果を達成する方法を検討する手段になると強調した。

コスタリカは自国の提案が、締約国すべての考えを反映したものであり、すべての国が温室効果ガス(GHG)排出を削減でき、適応のために適切な支援が得られるようにする、世界規模のアプローチを含んだものであると強調した。また、COP 17 における法的拘束力のある文書の採択に向けた作業を命じるよう求めた。

米国は、2009 年に出された提案の中の多くの要素が、削減に関する規定を含めて、「依然として好ましいと考えている」と述べた。そして提案の背景として、コペンハーゲンにおける AWG-LCA の作業を反映した新たな議定書の採

択のために、締約国が法的な基盤を利用できるようにすることがあると説明した。また、この議題項目に基づく提案と AWG-LCA の作業の間には重複があると強調した。米国は、インドとともに、AWG-LCA を優先するよう強く求めた。

インドは、法的な「拘束は議定書だけによるものではない」と述べ、ベルリン・マンデート、マラケシュ合意、バリ行動計画もすべてこの種の決定であり、締約国はこれらが拘束力を持つものととらえていると説明した。インドは、この問題の検討はまだ十分に行なわれていないとした上で、京都議定書に向けた交渉の時には「実質が明確になって初めて形式がもたらされた」ことを思い起こすよう促した。

EU は、カンクンでは、AWG-LCA に基づく法的拘束力のある成果に向けて作業を進めることが目的であることを明確にするよう求めた。EU はさらに、このことは、会議の成果が決定という形ではなく議定書および改正という形を取るべきであることを意味すると述べた。また EU は改めて、包括的な世界的規模の成果を背景として京都議定書に基づく第 2 約束期間について約束することをいとわないと表明した。

中国は、AOSIS、コスタリカ、およびツバルの提案が AWG-LCA ですでに十分に考慮されていると述べ、実質を明確に理解せずにどのように法的な成果に取り組めるのだろうか、と疑問を呈した。

シンガポールといくつかの AOSIS メンバーは、AWG-LCA の成果が京都議定書を補完する世界規模の包括的な法的拘束力のある合意でなければならないと明言した。またいくつかの締約国が、法的な問題について建設的な対話を行なうためのルートが必要であると明言した。セントルシアは、法的拘束力のある成果に向けたプロセスの設定を決定するよう求め、議題項目をオープンにするよう希望し、COP 間の期間におけるプロセスについて COP 議長が検討するよう提案した。マーシャル諸島は、AWG-LCA の委任内容を拡張して、条約 17 条に基づく提案の要素も考慮に入れることを含めた詳細な提案を行なった。

南アフリカは、「誰もが知っているのにわざと避けている問題」として、AWG-LCA の成果の法的形式における明確さの不足を指摘し、コロンビアは、それがコペンハーゲンの成功を妨げた問題の一つであると指摘した。南アフリカは、AWG-KP と AWG-LCA の 2 つのトラックによる法的拘束力のある文書から成る成果を支持し、COP 全体会合により「さらに大きな計画」が最善のやり方で取り組まれるだろうと強調した。ノルウェーは、法的拘束力のある文書の必要性に関する幅広い合意について指摘し、重複を避けながらこの目的に向けた作業を実施すべきであると述べた。

ボリビアは、2 つの交渉トラックに基づく作業を終了させるべきであると強調し、新たな文書作成は時期尚早であり、実質を重視すべきであると提案した。フィリピンは、自国がいまだ「不可知論的」であり、成果の法的形式についての決定は様々な問題に左右されると述べた。フィリピンはまた、即効性のある文書が好ましいと述べ、京都議定書を存続させることが必要であると強調した。

Cutajar 議長は、法的形式に関するこれまでの議論から、すでに多くの考えがあることが知られており、締約国は 2 トラックのプロセスについて、また「法的拘束力のある成果」について、様々な考えを持ち続けるだろうと述べた。また、このようなコンタクトグループは COP 会議内の組織であるため、その「寿命」は COP の終了とともに終わるが、COP 全体会合は COP 会合間の期間も継続すると指摘した。また Cutajar 議長は、議題項目は COP16 の後もオープンにされると強調し、重要な点は、問題が「無くなる」のではなく、それを議論する余地が残ることであると明言した。

最後に Cutajar 議長は、午前の議論は「全体像」の一部に過ぎず、COP 議長はこの問題に取り組む上で絶好の位置にいると結論付けた。また議長は、締約国の互いに異なる考えと、作業の重複を避けるための COP 議長による指示を前提に、推進方法に関する COP 議長からのアドバイスに基づいて進めて行きたいと述べた。グレナダは、議長が午後の非公式な議論の開催を行なわないと決定したことに対し、失望の意を表明した。

議題項目 3(附属書 I 国の更なる約束) (AWG-KP): AWG-KP の John Ashe 議長(アンチグアバーブーダ)がこのコンタクトグループの開会を宣言し、この会議の目的が、特にスピノフ・グループの進展状況を確認し、今後の進め方を検討することであると述べた。その後、スピノフ・グループの議長たちが進展状況を報告した。

スピノフ・グループの Peter Iversen 共同議長(デンマーク)は、II 章(LULUCF)のスピノフ・グループが伐採木材製品、湿地、および不可抗力(force majeure)に重点を置いてきたと報告した。そして、ある程度の進展が見られたものの、もう少し検討を続ける時間があれば更に良い成果が得られるだろうと説明した。

AWG-KP の Adrian Macey 副議長(ニュージーランド)は、III 章(柔軟性メカニズム)とIV 章(方法論上の問題)について実施した作業を報告した。柔軟性メカニズムについて、Macey 副議長は、このグループが現在の文章を更に洗練できる部分、および合意文書に移行できる可能性がある部分を明らかにする努力を行ってきたと述べた。Macey 副議長はまた、グループが CDM に基づく CO2 回収貯留(CCS)も含める可能性の選択肢を洗練させ、締約国が、特定の国のプロジェクトから生み出される CERs の利用について協議を行っていると述べた。また、方法論上の問題については、新たな GHGs に対する「優れた関与」と、GHG 同等性を算出するための共通計量基準について報告を行ない、文章が簡素化された部分を強調した。新たな GHGs については、3 フッ化窒素を含める方向に変わりつつある状況を報告した。

共同議長の Eduardo Calvo Buendía(ペルー)は、V 章(潜在的影響)に関するスピノフ・グループの報告を行ない、潜在的影響に取り組むための常設フォーラムを設置すべきか、それとも国内通信など従来の手段を利用すべきか、という依然として残る相違点の解決に議論の重点が置かれてきたと述べた。また、この2つの意見を主唱する両者ともその意見を撤回しないため、現在の文章には手を付けず、今後の検討のために AWG-KP の議長に委ねられたと報告した。

Jürgen Lefevere 共同議長(欧州委員会)は、I 章(ナンバー)に関するスピノフ・グループの報告を行ない、約束期間の長さ、基準年と参照年、および余剰 AAUs の繰り越しという未解決の問題に重点を置いたことを強調した。約束期間の長さについては、単一の約束期間とすることに意見が収束したが、5 年とするか 8 年とするかで意見が分かれたと報告した。また基準年と参照年については、締約国が自国の割当量を算出するための単一の基準年と、国内で用いるための参照年を設定することについて、妥協できそうな段階まで至ったと報告した。余剰 AAUs の繰り越しについては、共同議長たちが現在の提案を簡素化して、現在の実績量を維持するか繰り越し分を実績量から除外する、繰り越しに上限設定などの制限をする、繰り越しを認めない、という3つの選択肢にまとめたと報告した。

イエメンは、G-77/中国を代表して、気候変動への取り組みに京都議定書の存続が不可欠であると強調した。また、交渉を容易にするために役立て、カンクンの「サクセスストーリー」の実現に近づけるため、協議におけるこれまでの進展を新たな文章の中に取り入れるべきであると述べた。EU は、LULUCF と余剰 AAUs の繰り越しについての議論を更に進展させるよう強く求めた。

AWG-KP の Ashe 議長は、スピノフ・グループには作業を完了させるための時間が与えられるだろうと述べ、スピノフ・グループのために追加の会議が予定されていると報告した。議長はまた、土曜日に開かれる非公式の COP/MOP プレナリーで、進展状況について報告を行なうと述べた。Ashe 議長はさらに、バランスの取れた成果に到達する上で重要な政治的要素に取り組むことが必要であると強調し、こうした要素に COP/MOP 議長の注意を喚起して、議長が取り組み方の決定を行なえる状況にすると述べた。

LULUCF (AWG-KP) : 午後の非公式協議では締約国が、LULUCFの決定のための2つの選択肢を備えた、共同議長による非公式文書の検討を行なった。締約国の中には、自国の提案が文章の中に適切に反映されていないことに失望の意を表した国もあった。また、湿地管理について、人為的な再湿地化と排水に的を絞った狭い定義を好む締約国もあった。

締約国はまた、不可抗力が生じた場合に排出すべてが除外されるのか、閾値を超えた排出のみ除外されるのかについて議論を行なった。締約国は、不可抗力が単一の出来事のみ適用されるのか、それとも積み重なった出来事に適用されるのかについて明確さが足りないことに懸念を表した。今後も協議が続けられ、日曜日に新しい文章が公表される予定である。

適応基金 (COP/MOP) : 午前の非公式協議では、締約国が適応基金の初期レビューのための取決め事項の草案を検討した。

排出削減 (先進国と途上国) (AWG-LCA) : 排出削減に関する草案作成グループで締約国は、先進国による排出削減と途上国による削減に関する成果の要素に関わる選択肢について、共同議長たちの考えを示した文章の検討を行なった。また、MRVに関する文章が近々公表されると述べられた。

先進国による排出削減については、約束(コミットメント)への言及を好む締約国もあれば、目標を好む国もあった。また、個々のコミットメントないしその基盤となる前提と条件を交渉するプロセスを開始することについて、懸念を表明する締約国があった。

途上国による排出削減については、途上国に排出削減行動の情報を提出するよう促すことに懸念を表明する締約国があったが、排出削減行動全体を総合した状況を評価するためにはこうした情報が必要だと述べる国もあった。また、低排出開発戦略への言及に反対する締約国もあった。

適応 (AWG-LCA) : 午後の非公式協議で、新しい文章が紹介された。締約国は、新しい文章と天津の文章のどちらを基本にして議論を進めるかについて、合意に至ることができなかった。

資金、技術、キャパシティビルディング (AWG-LCA) : 午後の資金に関する草案作成グループでは、天津の文章を基本にこれより「更に簡潔で明快な」ものとして作成された、新しい文章が紹介された。天津の交渉文章から関連のあるパラグラフを取り入れる可能性を思い起こした締約国も多かった。その後、非公式の議論が続いた。

排出削減に関する行動の強化 (REDDプラス) (AWG-LCA) : REDDプラスに関する草案作成グループでは、AWG-LCA議長の文章 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1) を更なる交渉の基本として使うことに多くの締約国が支持を表明し、細部の変更のみを求めた。また、多くの締約国がカンクンでのREDDプラスについて決定を求めたが、こうした決定はMRV交渉の進展に左右されるだろうと述べる締約国もあった。

また締約国は、REDDプラスとNAMAsの関連を検討した。ほとんどの締約国は、REDDプラスに対する段階的なアプローチに賛成した。締約国は、国家レベルとサブ国家レベルにおける実行について異なる考えを持っているが、当面の措置としてサブ国家レベルのアプローチを用いることを提案する締約国もあった。多くの締約国が国家的基準レベルの必要性を強調した。締約国はまた、保障措置のMRVが生じるかどうかについて議論を行なった。市場への言及に反対する締約国もあった。森林減少を促進する要因に対する取り組みの必要性を強調する締約国があり、多くの締約国が低炭素戦略への言及に反対した。

条約 6 条(教育、トレーニング、啓発) (SBI) : 午前の条約 6 条に関するコンタクトグループの会議は、条約 6 条に基づいて改正された、ニューデリー作業計画の実行の進展に関する中間レビューに重点が置かれた。

Pa Ousman Jarju 議長(ガンビア)が、得られた教訓と優良な事例を共有するために設置された地域とサブ地域のテーマを持つワークショップの成果と、SBI プレナリーにおける締約国の介入に基づいて自身が作成した COP 決定の草案を紹介した。締約国は、パラグラフごとに文章の検討を行ない、コンタクトグループは、COP 決定の草案に合意し、作業を完了した。

LDCsに関連した事柄(SBI) : 午後のコンタクトグループでは、Katherine Vaughn 共同議長(オーストラリア)がSBIの結論の草案とCOP決定の草案を紹介した。Vaughn 共同議長は、締約国がLDC専門家グループ(LEG)への委任期間を5年間延長することに合意したと述べた。また締約国は、LEGに新しいLDCメンバーを加えることに合意した。各国代表は、パラグラフごとに提案された文章の検討を行ない、採択のためにSBIプレナリーに提出することを決定した。

LDC基金(SBI) : 午後のコンタクトグループでは、Vaughn 共同議長がSBIの結論の草案とCOP決定の草案を紹介した。そして各国代表は、パラグラフごとに提案された文章の検討を行なった。EUは、LDC基金に貢献するため、それを行なう立場にあるすべての締約国を招くよう提案した。NAPAs更新の進展状況に関する統合報告書の作成を事務局に要請する文書についてEUは、これに代えて、NAPAsの実行の進展状況に言及することを支持した。バングラデシュは、G-77/中国を代表して、NAPAsの更新と実行の両方への言及を含めるよう提案した。締約国は、採択のために結論の草案と決定の文章をSBIプレナリーに提出することに合意した。

政府間会合のための措置(SBI) : 午後のコンタクトグループでは、SBI議長のRobert Owen-Jones(オーストラリア)が非公式協議の場で作成された文章を紹介したが、この場にオブザーバーの参加も許された。

UNFCCCのプロセスにおける国会議員の役割の重要性と、彼らがオブザーバーとして参加する意義の認識に関して、米国は、こうした人々をオブザーバーと呼ぶことに反対した。サウジアラビアは、国会議員の参加と役割はそれぞれの締約国が各国の事情と法的な枠組みに従って考慮されるべきであると述べ、国会議員に言及することに反対し、エジプトがこれを支持した。メキシコは、文章と締約国による提出への言及を保留することを支持した。

メキシコと他の多数の国々は、オブザーバー参加と参加手段を強化する方法に関して、2011年に会議内ワークショップを開催することについての草案文章を支持し、サウジアラビアがこれに反対した。SBI議長は、合意に達することは

難しいと述べた上で、この問題を次回会議の検討に回すよう提案した。最終的に、南アフリカがSBI 33の期間中に開かれる議論に留意した文章を提案し、多くの締約国がこれを支持した。サウジアラビアは、参加を強化する方法の一つとしてオブザーバーで構成される限定された数の協議フォーラムの設置がある、と述べた文章を削除する提案を支持した。

Owen-Jones議長は、SBIプレナリーで発表する草案文章に、すべての締約国の考えを反映させると述べた。

キャパシティビルディング(条約)(SBI): 午後のコンタクトグループでは、Marie Jaudet共同議長(フランス)がSBIの結論の草案とCOP決定の草案を紹介した。GEFに向けた、途上国におけるキャパシティビルディングに対する支援増強の要請に関して、EUは、「増やす」という表現に代えて「引き続き資金面の支援を行なう」と表現することを提案し、米国、日本、その他の国々がこれを支持した。一方G-77/中国は、キャパシティビルディング活動支援のニーズが増えていると述べてこれに反対した。締約国間が合意に至ることはできず、この問題と京都議定書に基づくキャパシティビルディング関連の議題項目については、次回のSBI会議で引き続き検討することを決めた。

ナイロビ作業計画(SBSTA): 夕方には、NWP関連のグループが非公式な会合を持ち、引き続きSBSTAの結論の草案について交渉を行なった。これまで未解決の問題として、「女性と先住民を包括する」能力の強化に関する言語の明確化と、生態系に基づく適応に関するワークショップの提案があった。先進国の多くがワークショップを支持したが、途上国の多くはSB 34における将来的な作業の決定を待つことに賛成した。締約国は、NWPはレビュー中であるが、この計画に基づく活動の継続に同意し、言語を支持した。先住民社会もしくは先住民に関する選択については保留となった。

締約国が再度、コンタクトグループ会合を開いた。Kishan Kumarsingh共同議長(トリニダード・トバゴ)が結論の草案を紹介し、締約国は、保留部分を残した上で、文章をプレナリーに提出することに合意した。

附属書I国の年間インベントリーに関するUNFCCC報告ガイドラインの改訂(SBSTA): 午後のコンタクトグループでは、締約国が結論の草案について議論を行なった。締約国は、2006年IPCCガイドラインのギャップを埋めるために、湿地に関する科学的な進展を利用するようIPCCに要請することについて議論を行ない、最終的に、採択のために結論の草案をSBSTAに提出することに合意した。

議定書2.3条および3.14条(SBI/SBSTA): 午後のSBIとSBSTAの合同によるコンタクトグループでは、Andrew Ure共同議長(オーストラリア)が、G-77/中国による、議定書2.3条(政策・措置の有害な影響)および3.14条(有害な影響)に関する合同ワークショップの提案に基づいて作成した結論の草案を紹介した。オーストラリアは、このワークショップが決定書1/CP.10(適応と対応方策に関するブエノスアイレス作業計画)の実行に関するワークショップと合同するものであれば支持すると述べた。締約国は、採択のために結論の草案をSBSTAとSBIに提出することに合意した。

廊下にて

早くも第1週目の終わりが近づき、各国の閣僚がカンクンの国連気候変動会議に到着し始めており、多くの代表がこれから進むべき道について考えを深めている。この点に関する話題の中心として、第2週目の作業の基盤となる文章が注目を集めている。記者会見でUNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、土曜日にAWG-KP議長が新たな文章を発表し、AWG-LCA議長も最新版の非公式文書を示す予定であると明言した。メキシコの文章が発表されるのではないかと、という噂に関してUNFCCC事務局長は、「そのような文章は発表されない」との明確な見解を示した。

多くの者が、次の金曜日に成功裏の成果を得るためには、「バランス」が重要な要因になると考えている。ある専門家は言う。「AWG-LCAに基づくバリ行動計画のバランス、2つの交渉トラックの間のバランス、そして先進国と途上国の利益のバランスが必要になっている」。Figueres事務局長は、バランスの良い成果についてこう定義する。「成果に対して各国が、等しく心地よく感じ、等しく不快に感じる必要がある。」

「バランス」という言葉は、多くの者がカンクン会議の重要な成果になるだろうと予想した問題が最初の週にさほど注目を集めなかったことを不思議に思う代表に対する回答でもある。ある代表が言った。「今日になって初めて REDD プラスの問題が取り上げられたというのは、信じがたい」。そして、ある代表はこう説明する。「ここに来て気付いたのは、AWG-LCA の文章が他よりずっと進んでいることだ。協議者の人たちはすべての文章を同程度のレベルに揃える努力をしている」。他の代表はこう注意を促した。「進んだ文章を議論の場でオープンにすれば、最終的な成果が後退したものになる恐れがあると考えている者もいる」。多くの者が、AWG-LCA の MRV/ICA に関する作業を「極めて重要なものと評しつつも、AWG-LCA による作業の要素としてはまだ「未熟である」と考えている。ある締約国の代表はこう指摘した。「AWG-LCA 議長が最初に示した非公式文書は MRV に触れていなかったが、今度の非公式文書には、何らかの興味深い内容が示されると思う。」

GISPRI 仮訳



Earth Negotiations Bulletin
Cancun Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>

56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancún Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301